

東京都 保健医療計画

令和 6 年 3 月改定



誰もが質の高い医療を受けられ、 安心して暮らせる『東京』を目指して



医療技術の発達などで、日本の平均寿命は大きく伸びてきました。東京は、世界の主要都市の中で、最も長寿を誇る都市となっています。高齢者一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できる、アクティブな「Chōju社会」を実現していきたいと思います。

そのためにも、東京都は、安全・安心かつ質の高い保健医療の提供に向けて、がん対策や救急医療、在宅療養など、疾病・事業ごとに切れ目のない体制を整備し、医療人材の養成・確保等の取組を進めています。

今後、東京の高齢化が更に進む一方で、生産年齢人口は減少に転じます。2050年には、都民のおよそ3人に1人が65歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会が到来すると予測されています。人のいきいきとした活動が、東京の持続可能な発展を支えます。その礎である安全・安心を一層強化するために、医療・介護サービスへの需要の増大に対応し、将来にわたって都民の命と健康を守っていかねばなりません。

今回の「東京都保健医療計画」の改定では、これまでの取組を深化すると同時に、新型コロナ対応や激甚化する自然災害を踏まえた有事における医療提供体制の強化、質の高い医療を効率的に提供するための医療DXの推進などを盛り込んでいます。

計画の理念は、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」です。その実現に向けて、高度急性期から慢性期までの医療機能の分化・連携、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階の取組、小児や働く世代、高齢者といったライフステージに応じた支援など、幅広い施策を着実に進めてまいります。

都民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和6年3月

東京都知事

小池百合子

目 次

第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

第1章	計画の考え方	2
第2章	保健医療の変遷	9
第3章	東京の保健医療をめぐる現状	13
第1節	都民から見た保健医療の現状	13
第2節	保健医療資源の現状	35
第4章	地域医療構想	41
第5章	保健医療圏と基準病床数	49
1	保健医療圏	49
2	事業推進区域	52
3	基準病床数	55
第6章	計画の推進体制	58

第2部 計画の進め方

第1章	健康づくりと保健医療体制の充実	63
第1節	都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進	65
第2節	医療DXの推進	70
第3節	保健医療を担う人材の確保と資質の向上	76
第4節	生涯を通じた健康づくりの推進	114
1	生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）	114

2	母子保健・子供家庭福祉	120
3	青少年期の対策	126
4	フレイル・ロコモティブシンドロームの予防	129
5	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防	132
6	こころの健康づくり	134
7	ひきこもり支援の取組	136
8	自殺対策の取組	139
第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保		143
第6節 切れ目のない保健医療体制の推進		163
1	がん	163
2	循環器病（脳卒中・心血管疾患）	197
3	糖尿病	214
4	精神疾患	226
5	認知症	247
6	救急医療	259
7	災害医療	277
8	新興感染症発生・まん延時の医療	296
9	へき地医療	305
10	周産期医療	317
11	小児医療	337
12	在宅療養	356
13	リハビリテーション医療	369
14	外国人患者への医療	375
第7節 歯科保健医療		382
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策		393
1	難病患者支援対策	393
2	原爆被爆者援護対策	396
3	ウイルス肝炎対策	397
4	血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	401
第9節 医療安全の確保等		404
第10節 医療費適正化		410
第2章 高齢者及び障害者施策の充実		415
第1節 高齢者保健福祉施策		417
第2節 障害者施策		425

第3章 健康危機管理体制の充実 431

第1節 健康危機管理の推進	433
第2節 感染症対策	437
第3節 医薬品等の安全確保	447
第4節 食品の安全確保	451
第5節 アレルギー疾患対策	455
第6節 環境保健対策	460
第7節 生活衛生対策	462
第8節 動物愛護と管理	465

第4章 計画の推進主体の役割 469

第1節 行政の果たすべき役割	471
1 区市町村・東京都・国の役割	471
2 保健所の役割	474
3 東京都の試験研究機関の役割	479
(1) 都健康安全研究センター	479
(2) 公益財団法人東京都医学総合研究所	482
第2節 医療提供施設の果たすべき役割等	485
1 医療機能の分化・連携の方向性	485
2 果たすべき役割	486
(1) 公立病院	486
ア 都立病院（（地独）都立病院機構が開設する病院）	486
イ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	496
ウ 区市町村立病院	497
(2) 公的医療機関等	498
ア 特定機能病院	498
イ 地域医療支援病院	501
ウ 公的医療機関等（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）	504
(3) 民間病院、診療所、薬局等	505
ア 民間病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）	505
イ 一般診療所・歯科診療所	506
ウ 薬局	509
エ 訪問看護ステーション	513
第3節 保険者の果たすべき役割	515
第4節 都民の果たすべき役割	518

巻末資料	521
------	-----

1 東京都保健医療計画（第七次改定）の検討経過	522
2 東京都保健医療計画推進協議会等委員名簿	523

別冊 資料編

第1章 国指針による指標等及び本計画における 評価指標一覧

第2章 二次保健医療圏別保健医療の概況

第3章 各種基礎データ

※資料編はホームページに掲載しております。

第9節 医療安全の確保等

- 患者・都民中心の医療を実現するため、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図ります。

現状・これまでの取組

1 医療安全対策

- 社会経済情勢の変化、少子高齢社会の進展、生活スタイルの変化に伴い、都民の健康に関する意識は高まり、医療に対するニーズも多様化する一方、人工臓器・再生医療などの医療技術の進歩も著しく、健康や医療に関する情報は高度化・複雑化しています。
- 都民は、病気やけがなどをしたときに、患者の視点に立った確かな診断と治療技術に裏付けられた質の高い医療機関を受診することを望んでいます。
- しかし、受診した医療機関から提供された医療情報が十分でない場合には、適切な医療を選択できない可能性があります。また、医療に関する知識の不足や医師等の説明不十分などを原因としてトラブルが生じるケースもあります。
- 都は「患者の声相談窓口」を設置し、患者やその家族、都民からの医療に関する相談への対応や情報の提供、苦情などのあった医療機関等に対する必要な助言を行っています。
- また、平成19年度からは「患者の声相談窓口」を充実・発展させ、「医療安全支援センター」を都本庁内と都保健所（5か所）に設置しているほか、特別区（2区）、保健所設置市の八王子市及び町田市にも設置されています。
なお、「医療安全支援センター」が設置されていない特別区も、専用相談窓口の設置等により、全ての特別区が医療に関する相談に対応しています。
- 医療機関の管理者、医療安全担当者、相談担当者等に対する講習会等を通じて、医療機関内の医療安全に対する意識の向上を図っています。
- 重大な医療事故等が発生すると、都民の医療機関への不安や不信を招くことにつながります。平成27年10月から医療事故調査制度が始まりましたが、本制度について、病院管理者や職員が十分に理解していない病院が見受けられます。

- 都は、医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、都内病院に対して医療法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、特定機能病院におけるガバナンスの強化に向けた指導の徹底など、各医療機関における医療安全の確保に努めています。診療所に対しては、特別区、保健所設置市及び都保健所が立入検査を行っています。
- また、精神科病院に対しては、精神保健福祉法第38条の6に基づく立入検査を行い、入院制度や行動制限の適正な運用に向けた指導の徹底など、人権に配慮した患者の処遇の確保に努めています。
- 新型コロナの流行により、院内感染が拡大し、医療機関の医療機能に大きな影響が生じました。このため、立入検査の機会等を通じて、「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」の活用を促すなど、病院の自主的な院内感染防止対策の取組を支援しています。
- また、医療機関が、院内感染の予防及び発生時の対応等について、相互に相談や情報共有できる地域のネットワーク同士の連絡会開催等により、各ネットワークの活動を支援しています。
- 薬局においては、調剤過誤等が起こらないよう正確な調剤を行うとともに、医薬品の服用方法等について十分な説明を行っています。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく薬局の立入検査では、医療安全対策を講じているかを調査するとともに、不備がある場合には、専門的な指導を行っています。

2 医療廃棄物の適正な処理

- 保健医療に関して都民の安全・安心な生活を確保するためには、医療提供施設から排出される医療廃棄物を適正に処理し、日常生活環境を守ることが重要です。特に、感染性廃棄物は、たとえ少量であっても不法投棄などの不適正な処理をされると、周辺環境に重大な影響を及ぼしかねません。
- 医療廃棄物の処理の把握については、廃棄物の容器に貼付したQRコード等を用いて、搬出入や処分等の各段階において適切な処理を確認することが可能となります。そのため、都は平成17年から医療廃棄物の個別追跡管理システムの普及に取り組んでいます。

- また、在宅医療により排出される医療器材等の廃棄物についても適切な処理が必要です。東京都薬剤師会の加盟薬局においては、在宅医療廃棄物のうち、在宅患者が薬局から購入して使用済みになった注射針の回収事業を実施しています。

3 都における死因究明体制

- 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）に基づく政令により、監察医を置くべき地域として、特別区、大阪市、横浜市、名古屋市、神戸市の5つに地域が定められており、都は、監察医務院を設置し、検案・解剖業務を行っています。政令が適用されていない多摩・島しょ地域では、東京都医師会及び大学等の協力を得て、昭和 53 年から監察医制度に準じて、検案・解剖を行っています。
- 死因究明体制は、本来、国が必要な法整備を行って、地域を限定せずに整えることが必要です。都では、都全体でより精度の高い死因究明を行っていくため、国に対して東京都全域に監察医制度が適用されるよう、平成 23 年度から政令の改正を繰り返し求めています。
- 令和元年9月、東京都死因究明推進協議会において、都における死因究明の体制を維持・推進していく方向性について、「東京都における持続可能な死因究明体制の推進」として報告書が取りまとめられました。
- この報告書を基に、死因究明等推進基本法やそれに基づく死因究明等推進計画等を踏まえ、東京都死因究明推進協議会等において議論を深め、都における死因究明の推進を図っています。

課題と取組の方向性

<課題 1> 医療安全対策の推進

- 都民が安心して質の高い医療を受けられるよう、引き続き医療安全対策を推進していくことが必要です。

（取組 1）医療安全支援センターを活用した支援

- 都の医療安全支援センターにおいて、「患者の声相談窓口」による相談・苦情への対応を行うとともに、医療安全の推進に関する情報提供、医療機関等の管理者・従事者に対する医療安全に関する研修、医療安全のための協議会等の開催などを実施します。
- 相談を必要とする患者等が「患者の声相談窓口」をより一層活用できるよう、SNSなど様々な媒体を用いて認知度向上に努めていきます。

＜課題2＞医療安全支援センターの設置

- 医療安全支援センターが設置されていない特別区にも、医療安全支援センターを設置するよう、引き続き働きかけていく必要があります。

（取組2）医療安全支援センターの設置を促進

- 医療安全支援センターを設置していない特別区に対し、技術的支援及び財政的支援を通じ、医療安全支援センターの設置を促進します。

＜課題3＞医療施設の監視指導等

- 医療安全の確保や安全で質の高い医療を提供するため、医療法をはじめとする法令改正等に対応した立入検査を実施していく必要があります。
- 病院の運営管理が法令等に基づき適正に行われるよう、また、人権に配慮した患者の処遇等について適正な運用が図られるよう、都内病院の管理体制の強化に向け、より一層指導を充実していくことが必要です。
- 立入検査に係る都から医療機関への通知や医療機関から都への報告等は、主に紙媒体で行われているため、業務のデジタル化に向けた取組が必要です。
- 病院の院内感染対策の強化を図るためには、新型コロナの感染拡大の際の院内感染の流行を踏まえた取組を行うことが必要です。

（取組3－1）立入検査の実施

- 病院の立入検査は、法令遵守を指導することはもとより、医療安全対策について、病院が改善を図れるよう、病院の状況や検査目的に応じ、定期的な検査に加え、予告なしの臨時検査を実施するなど、専門的な視点から具体的な指導を行う体制を強化します。
また、改善が見られない病院に対しては、重点指導を行っていきます。
- 人工心肺装置等の高度な医療機器やCT、MRI等の医療機器を保有している医療機関については、定期的な保守点検が行われているかなど医療機器の安全管理体制が整備されているか確認します。
- 医療機関に対し、医療関係職種の業務範囲の見直しやサイバーセキュリティ対策等、法令改正等を踏まえた指導を実施していきます。
- 特別区及び保健所設置市に対し、診療所等に対する立入検査に必要な情報の提供及び技術的支援を行い、実施を促進します。

- 医療機関等に関する苦情や相談が都民から寄せられた際には、調査等をした上で必要な助言指導を行うなど、医療安全の確保に引き続き努めていきます。
- 業務のデジタル化を推進し、業務負担の軽減や効率性及び利便性の向上を図っていきます。

（取組３－２）院内感染対策の推進

- 立入検査での院内感染予防対策の体制整備の確認や、「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」の活用促進を通じて、引き続き病院の自主的な院内感染防止対策の取組を支援します。
- 各地域の院内感染対策に係るネットワークの取組状況を把握し、好事例の共有などを通じて活動を支援するなど、取組の推進を図っていきます。
- また、診療報酬上の加算である「感染対策向上加算」の未算定病院等への感染管理認定看護師等による訪問支援や、感染対策に工夫や配慮が必要な精神病床や療養病床を有する病院への研修機会の確保により、平時からの院内感染対策を強化していきます。

＜課題４＞医療廃棄物の適正な処理

- 排出された医療廃棄物は、排出者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）や現地確認等によって、最終的に適正に処分されたことを確認することが必要です。
- 更なる高齢化の進展に伴い、在宅療養患者が増えるにつれて、増加する在宅医療廃棄物については、適正に処理することが重要です。

（取組４）医療廃棄物の適正処理の更なる推進

- 医療廃棄物の適正処理を一層推進するため、都は、廃棄物の処理手続等について医療提供施設への周知を図るとともに、今後も東京都医師会等と連携して、都の第三者評価制度認定業者等の優良な処理業者の活用や電子マニフェストを利用して医療廃棄物を適正に管理する仕組みの普及を図っていきます。
- 東京都薬剤師会の加盟薬局における自主的な取組として使用済み注射針の回収事業を行っていますが、年々増加する在宅医療廃棄物についても、患者や介護者の立場を考慮した適正処理について、一般廃棄物を所管する区市町村や関係者と今後の方向性について検討していきます。

＜課題5＞死因究明体制の確保

- 都における死因究明体制の確保・充実を図るためには、検案業務を行う医師の高齢化に伴う検案医確保困難地域への対応とともに、検案医の専門性の向上が必要です。

（取組5）検案医の確保と専門性の向上

- 多摩地域において、大学法医学教室の協力を得て実施する巡回検案の地域を拡大するとともに、地区医師会への働きかけや区部の法医学教室にも検案業務等への協力を依頼するなどして、検案医の確保が困難な地域における検案体制を確保します。
- 大学法医学教室と協力し、症例検討等を取り入れた研修会を実施し、検案医の確保や精度向上を図るとともに、新たな検案医の確保・育成のため、医学生等を対象としたセミナーなどを開催します。
- 国に対し、監察医制度が東京都全域に適用されるよう、政令の改正を引き続き求めていくとともに、死因究明推進協議会において多摩地域の検案体制をはじめ、都における死因究明体制の充実に向けた検討を進めていきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組1 取組2 取組3	医療安全対策加算届出病院数 （加算1及び加算2） （出典：医療機関届出情報（地方厚生局）施設一覧リスト）	337 病院 （令和5年5月）	378 病院